

【要望調査】 令和5年度 経営継承・発展等支援事業について

令和5年度経営継承・発展等支援事業にかかる要望調査を実施します。

※今回は要望調査であり、補助金の申請を受け付けるものではありませんので、ご了承ください。

要望調査について

調査期間:令和4年7月20日(水)～令和4年8月10日(水)

調査方法:申請をお考えの方は、下記担当までお問い合わせの上、

要望調査票に必要事項を記入し、提出してください。

(※要望調査票は担当課にございます。また、HPからダウンロードもできます。)

担 当:かつらぎ町役場 産業観光課 農業振興係 (中野・梶)

☎0736-22-0300(内線 2101)

事業概要

本事業は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取り組みを行う場合に必要となる経費を支援します。

※ 詳細については裏面へ記載

<p>対象者</p>	<p>令和4年1月1日以降に地域農業の担い手(中心経営体等※)の先代事業者(個人事業主又は法人の代表)からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者(親子、第三者など先代事業者との関係は問わない)であって、下記の要件を満たした者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営発展計画を策定し、かつ、計画達成が見込まれる ・青色申告者である ・家族経営協定を締結している(後継者が家族農業経営の場合) ・農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る資金の交付を受けていない ・経営移譲を受けた者がその日より前に農業経営を主宰していない など <div style="border: 1px dashed blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※中心経営体とは、次にあげる者を言います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者 ②町長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者など </div>
<p>補助上限</p>	<p>100万円(補助率 1/2)</p>
<p>補助対象 経費</p>	<p>専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費 委託費又は外注費</p>
<p>注意事項</p>	<p>○本事業は国の予算の範囲内での採択になります。事業の要件を満たせば必ず支援を受けられるものではありません。</p> <p>※申請が多数ある場合、審査により、ポイント上位から採択。</p> <p>※来年度の予算成立状況、希望人数、対象者の要件の変更等によっては、支援を受けられない可能性もありますのでご了承ください。</p> <p>○本事業で設定した成果目標が未達成の場合、他の国庫補助事業の利用が出来なくなる可能性があります。</p> <p>○経営発展計画には「付加価値額の向上」、「地域の貢献目標」を設定し、目標年度までに達成する必要があります。</p>